



厚生労働省沖縄労働局

八重山労働基準監督署

Yaeyama Labour Standards Inspection Office



Press Release

八重山労働基準監督署発表

令和3年7月 日

【照会先】

八重山労働基準監督署安衛課

労働基準監督官 田村 鶴貴

電話：0980-82-9445

## 陸自石垣島(H30)駐屯地造成工事(その7) の現場を無災害で表彰

—全工期を通じて無災害、他現場の模範として—

八重山労働基準監督署の管内において、労働災害を発生させることなく工事が完了した建設現場に対し、令和3年7月19日、八重山労働基準監督署(署長 上地克昌)で「建設事業無災害表彰」の表彰状伝達授与式を行いました。

「建設事業無災害表彰」は、一定規模以上の工事で全工期を通じて労働災害を発生させなかった事業場を厚生労働省労働基準局長が表彰する制度で、今回は以下の事業場に表彰状が授与されました。

東洋建設・共和産業・米盛建設工業建設共同企業体  
現場名「陸自石垣島(H30)駐屯地造成工事(その7)」



表彰状授与式の様子

(左から清水監督課長、東洋建設(株)大木作業所長、上地労働基準監督署長)

当該現場は、令和1年7月1日から令和3年3月31日までの全工期、延べ労働者数1万1785人(※)、延べ労働時間9万4280時間にかけて無災害を達成し、今回の表彰に至りました。

建設事業無災害表彰制度は、労働保険料の額が160万円以上の工事現場が対象になります。建設業で、無災害に向けて取り組み、全工期無災害を達成した管内事業場の皆様からの積極的な申請をお待ちしております。申請についての詳細は、所轄の各労働基準監督署へお問い合わせください。

※ 1日単位の延べ人数であるため、例えば同じ作業員が2日間作業を行った場合、重複して2人計上します。